

堺市役所展望ロビー

堺市や南河内等にお住いの方が成年後見を申立てる場合、所轄裁判所は大阪家庭裁判所堺支部になります。堺東駅近くにありますが、その横に堺市役所があります。この高層棟の21階が無料展望ロビーとして開放されています。

仁徳天皇陵を始め金剛山も望むことができます。夜は21時まで営業しているので夜景を楽しむことができ、喫茶コーナーも併設されていますのでゆっくりとすごすことができます。



(上) 堺市役所高層棟
(左) 展望ロビーより、遠く葛城山(左の頂)、金剛山(中央の頂)を望む。右側の茂みが仁徳天皇陵。



賛助会員を募集しています

権利擁護活動を資金的に援助していただける方を募集しています
3,000円 / 口より

ご寄付のお願い

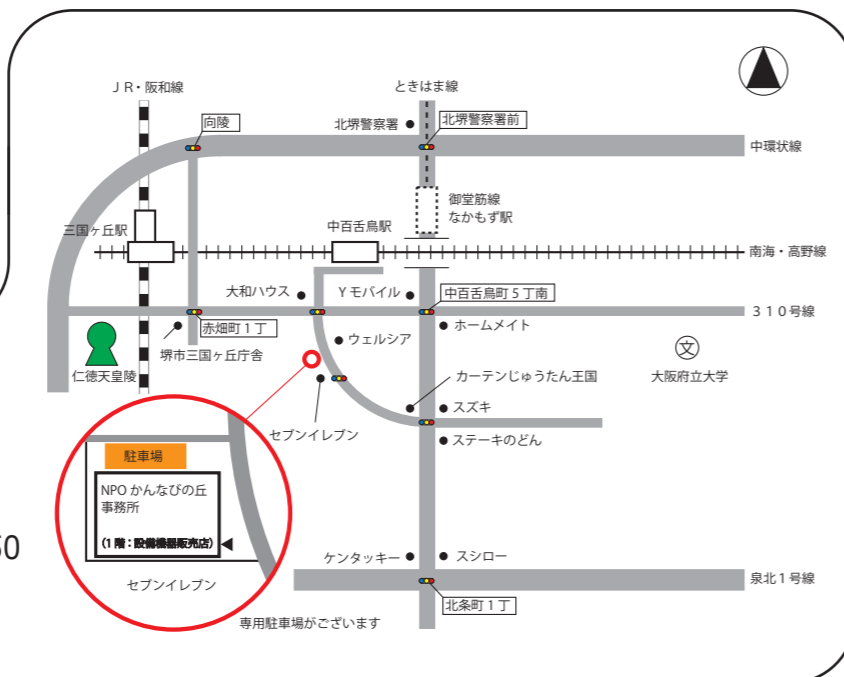
成年後見制度や財産管理の普及啓発に活用のご寄付をお願いしています。

切手・印紙を販売しています

切手や収入印紙を取り扱っています。売上の一部が販売手数料となります。この全額を権利擁護活動に活用しています。

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

今号より紙面をリニューアルしました。この機関紙を通じて、多くの方とつながりを持つことができると考えており、双方向コミュニケーションを目指しています。みなさまの声を聞かせてください。取り上げてほしい話題やテーマがありましたら事務局までご連絡ください。



特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
発行者：白土 隆司 / 編集者：北中 大輔

〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050
E-mail info@kannabi.jp
URL http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを

正会員数：17名、賛助会員数：59名、後見受任数：100名 (2019年3月31日現在)

笑顔のためにできることのすべてを

かなびの丘だより

第21号 (2019年5月1日発行)

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

「後見人は親族が望ましい」

大手メディアで大きく報じられたのでご承知の方も多いと思います。これは2019年3月18日に厚生労働省で開催された成年後見制度利用促進専門家会議の中で最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方として「本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい」と示されました。

現時点では方向性を示しているだけで具体的議論はこれからです。親族後見人が望ましいが後見監督人は就けません、支援信託制度は積極的に活用して下さい…といった具合に制約がつくのではないかと心配しています。[1]

[2] 同じ会議で示された「後見人選任後も、後見人の選任形態等を定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う」方針に注目しています。成年後見人として人生に寄り添うとき、様々な場面に遭遇しますが、その時に応じた適切な支援が必要となります。法人後見人は、様々な専門職が集まっていますので臨機応変な支援が期待できます。家族会をルーツに持つ当法人は親族の側面も併せ持っているため、これからの時代にあった業態ではないかと思っています。

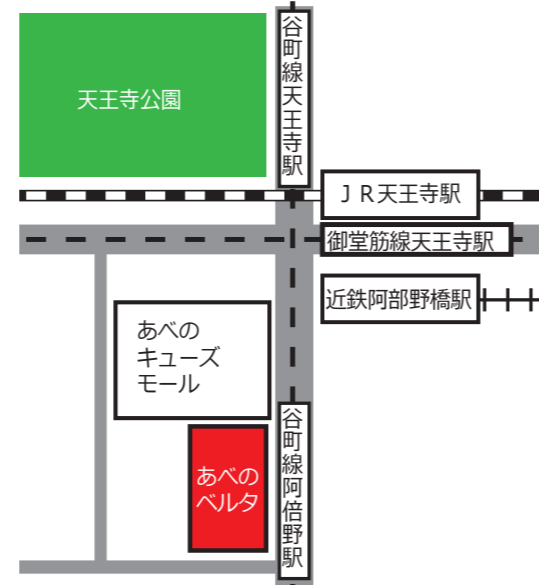


NPO かなびの丘では、自分でできることは自分でやり、できない部分をサポートする支援を行っています。これを法人名になぞらえて、できることをナビゲートする“CAN NAVI”と表現しています。本誌は、本人や家族、関係者と社会とを双方向に結び、自分らしく生きていくための権利擁護社会の構築に向けて“CAN NAVI”していくこと目指しています。

総会のご案内

日時：2019年6月8日（土）午後
場所：阿倍野生涯学習センター 第4会議室
（大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-300
あべのペルタ3階）
議案：2018年度事業報告・決算
2019年度事業計画・予算
評議員の改選 等

※会員のみなさまには別途総会のご案内を
お送りします



2018年度事業報告

- 成年後見事業** 成年後見人受任者数が100名となりました。新しく18名を受任しました。うち6名が認知症高齢者となっています。一方、4名の方が亡くなりました。
- 自立支援事業** 契約者数は50名となりました。地域包括支援センター等からの相談が増えたこともあり、在宅者の割合が高くなってきています。
- 第三者評価事業** 新しい評価調査者で評価を行ったため評価に時間がかかり、評価は1件となっています。
- 人権啓発事業** 日本財団より助成をいただき財産管理モデルの普及を行いました。また、大阪府福祉基金より助成をいただき成年後見制度の啓発を行いました。
- 事務局** 8月に事務所の移転を行いました。移転後は中百舌鳥駅からの利便性が向上し、かつ駐車場の確保も出来たことにより移動が楽になりました。また、訪問客も増え、コミュニケーションが改善されました。

相談室 Q&A 「後見類型：後見・保佐・補助の違い」

Q. 成年後見制度には成年後見以外にも区別があると聞きました。何が違うのでしょうか。

A. 成年後見には支援を受ける本人の判断能力の程度によって成年後見、保佐、補助の3つの区分(類型といいます)に分けられます。どの類型に該当するかは裁判所が最終的に判断しますが、判断に最も影響を与えるのが医師の診断書になります。その診断書の様式が2019年4月から変更されました。いくつか変更点がありますが、医師の意見を記載する項目の順序が成年後見から始まっていたものを最後に持ってきています。成年後見類型が約8割を占め成年後見ありきの批判がありましたので、適正な運用を促すためかと思えます。

「」ものにするため「本人情報シート」が導入されています。では、類型の違いで支援に違いはあるのでしょうか。色々と違いはありますが、最も異なるのは支援者(成年後見人等)の権限です。成年後見人は代理権、取消権、同意権の強い権限が与えられています。保佐人、補助人は予め権限が決められておらず、必要な項目を選択し、裁判所の審判が必要となります。また、申立時にも成年後見人と保佐人は本人の同意はいりません(保佐の代理権付与は同意が必要)が、補助人は必要となります。

なお、類型の違いによって報酬に大きな違いはありません。

成年後見制度や財産管理等権利擁護に関するご質問やお悩みがありましたらお気軽にご相談ください。なお、いただきましたご質問等は個人情報等に配慮した上で本誌に掲載する場合がございます。

啓発活動 「みどりのつどい」

日時：2019年5月19日（日）10時～16時

場所：原山公園（堺市南区桃山台2-5）
泉北高速：梅・美木多駅下車すぐ

内容：・法人のPR
・成年後見制度、財産管理モデルの啓発
・バザー

※こころ福祉センターまつりが廃止となったため、こちらでバザーを開催します。

